

## 男女共同参画社会の実現に向けて



男女共同参画社会基本法が制定されて、15年あまりが経過しました。

富士見市においても、平成5年に「富士見市女性行動計画」、平成12年に「男女共同参画ふじみ2000年プラン」、平成22年には「富士見市男女共同参画プラン（第3次）」を策定し、中間年となる平成27年にその見直しを実施いたしました。

あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会確立の基礎として、平成20年7月に「富士見市男女共同参画推進条例」、平成25年6月に「富士見市男女共同参画社会確立協議会条例」を施行し、市民と行政との協働で推進しているところです。

この計画は、併せて「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」として位置づけており、近年、ドメスティックバイオレンスに関する深刻な事件が見受けられていることから、平成25年11月より新たにDV相談の窓口を設置しました。さらには、外国籍市民からの相談も市役所内で受けられるようにするなど、多岐にわたる生活不安の解消のために相談事業の充実を図っております。

今後ともこの計画に基づき、市民と行政との協働により「男女共同参画社会の実現」に向けて取り組んで参りたいと考えておりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、富士見市男女共同参画社会確立協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年10月

富士見市長 星野信吾